

「環境にっこう」のページでは、日光市の環境に関するお知らせや情報を発信していきます。

くわしくは 環境課 ☎21-5152(次世代自動車について)
☎21-5138(クリーン大作戦について)

次世代自動車(電気自動車等)補助制度

市は、平成29年度から地球温暖化の防止および災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、次世代自動車を購入する方への補助を行っています。対象は、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)です。



電気自動車(EV)のメリット

- 電気を使用して走行するため、二酸化炭素の排出がなく環境に優しい
- モーターを使用するため、発進が力強く加速もスムーズ



プラグインハイブリッド自動車(PHV)のメリット

- 電気とガソリンの両方を組み合わせて走行するため、環境に優しい
- 電気を使い切ってもガソリンの利用ができるため、電池切れの心配がない



未来のために、いま選ぼう。

対象設備	電気自動車(EV)またはプラグインハイブリッド自動車(PHV)
補助金額	各10万円
対象者	・市内に住所を有し、市税および公共料金を滞納していない方 ・自ら使用するために、新たに購入された方
申請方法	自動車を購入した日から90日以内に申請書を環境課へ持参、または郵送(事後申請)

※申請の要件や手続きについて、詳しくは市ホームページを参照、またはお問い合わせください
※次世代自動車以外にも「電気自動車等充電システム」「住宅用蓄電システム」の補助制度があります。
詳しくは市ホームページを参照ください

全市クリーン大作戦!!

全市クリーン大作戦とは

環境美化やごみのポイ捨て防止、清潔で快適なまちづくりを推進することを目的に、年2回(6月・11月)に実施している市民参加の集団清掃です。

11月の秋季クリーン大作戦を次のとおり実施します。ぜひ、ご参加ください。

●実施日：11月10日(日) ※自治会単位で実施するため、実施日や内容が異なる場合あり(詳しくは10月下旬に回覧します)

●実施内容：不法投棄されたごみ、ポイ捨てされたごみの収集。自治会によっては道路や歩道、公園などの草刈りや剪定など広く活動しています。

※不法投棄ごみの回収が目的ですので、家庭や公民館の不用品は集めないでください(いらなくなったものは、通常のごみの日のルールに従って出してください)

夏季クリーン大作戦の成果について

6月に実施した夏季クリーン大作戦では、左表のとおり成果がありました。ご協力ありがとうございました。

実施団体数	208団体
参加人数	18,190人
回収ごみ量	22,695kg



野外でのごみの焼却(野焼き)は 法律で禁止されています

「ドラム缶」「ブロック積」「穴を掘っての焼却」は、野焼きと同じです。
付近の住民の方に迷惑をかけますのでやめましょう！

家庭ごみを含め廃棄物の野外焼却(野焼き)は、煙・悪臭による近所迷惑の他、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして火災の原因にもなるため「廃棄物処理法」では例外を除き禁止されています(法第16条の2)。

これに違反すると「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます(法第25条第1項第15号)。

法律では、下の「軽微な焼却」は例外としていますが、周辺住民からの苦情などが起こる場合には、直ちに中止してください。



●軽微な焼却とは

①風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：正月のしめ縄・門松を焚く行事、塔婆の供養焼却など



②農業・林業または漁業を営むためにやむを得ず行う廃棄物の焼却
例：稲わらの焼却、あぜ草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却

③焚き火その他日常生活の焼却であっても軽微なもの
例：落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤーなど



④国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
例：河川敷・道路側の草焼きなど

⑤震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
例：災害等応急対策・火災予防訓練など

※消防署への「火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出」は、火災予防上、焼却行為を事前に確認するために届け出をするもので、「廃棄物処理法」の焼却行為の許可を得たことにはなりません



ごみは野焼きせずに、市の指定する「ごみの分け方と出し方」に沿って処理しましょう！

くわしくは (野焼きについて)

環境課環境係

☎ 21-5152

(ごみの処理について)

環境課廃棄物対策係・廃棄物施設係

☎ 21-5138